

建築系工事の最低制限価格の設定方法及び計算例

<令和4年6月1日から適用>

【最低制限価格の設定方法について】

1 最低制限価格制度における最低制限価格の設定方法 (5千万円未満の工事が対象)

$$\text{最低制限価格 (税抜)} = [(\text{平均入札額 (税抜)} + \text{予定価格 (税抜)} \times 2) \div 3 \times 0.94]$$

平均入札額 (税抜) は、予定価格 (税抜) の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。ただし、予定価格 (税抜) の89%未満の入札書は、予定価格 (税抜) の89%とみなして算出する。

※注意※

- (1) 予定価格 (税抜) の89%に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨て。
- (2) 最低制限価格 (税抜) に一円未満の端数が生じた場合は、一円未満を切り捨て。

【計算例】 予定価格 (税抜) 10,000,000 円

(単位:円)

	入札額 (税抜)	平均入札額算出時の額	結果
A社	9,900,000	9,900,000	
B社	9,500,000	9,500,000	
C社	9,300,000	9,300,000	
D社	9,200,000	9,200,000	落札
E社	9,000,000	9,000,000	失格 (9,000,000 < 9,180,666)
F社	8,800,000☆	→ 8,900,000 (みなし)	失格 (8,800,000 < 9,180,666)
合計		55,800,000	
平均入札額 (税抜)	$55,800,000 \div 6 = 9,300,000$		
最低制限価格 (税抜)	$(9,300,000 + 10,000,000 \times 2) \div 3 \times 0.94 = 9,180,666$		

※ ☆は予定価格の89% (10,000,000 × 0.89 = 8,900,000) 未満の入札額